

スウェーデンにおける税と社会保険料の一体徴収および個人番号制度

高山憲之

2008年4月23日

本稿は2008年3月27日(木)~28日(金)にスウェーデンの国税庁および社会保険庁にて Henrik Lund 氏(国税庁)、Ingegerd Widell 氏(国税庁)、および Arne Paulsson 氏(社会保険庁)に対して行ったインタビューの結果をとりまとめたものである。インタビューにあたり小多章裕氏(財務省主税局課長補佐)、岡部史哉氏(在ストックホルム日本大使館1等書記官) および通訳の土屋哲志(さとし)氏に一方ならぬお世話になった。記してお礼申し上げる次第である。

1. 個人番号制度について

(1) 国民総背番号制度

スウェーデンでは、いわゆる国民総背番号制度が採用されている。あらゆる行政手続きにおいてこの個人番号は普遍的に利用され、また民間の取引においても活用されている。プライバシーの侵害という議論は、この制度に関するかぎりほとんどなく、制度は定着している。

(2) 住民登録と個人番号の付番

国内で新生児が生まれると、病院から税務署へ出生記録が送付される一方、両親が新生児の氏名申告書を出生から3ヶ月以内に税務署へ提出する(この提出義務を怠ると罰金を課せられることがある)。それらの情報に基づいて国税庁(Skatteverket)が管理している住民登録中央データベース(Population Register)に住民登録し、個人番号を付番する。なお国外からの移住者には移住時に個人番号が付番される。なお死亡診断書を書いた医師は死亡の事実を、また埋葬責任者は埋葬場所をそれぞれ税務署に報告しなければならない。

(3) 住民登録事務：教会から国税庁への移管

住民の出生や死亡等は、もともと教会に届出していた。教会における住民記録管理は1571年に始まったといわれている。1686年には住民記録管理に関する統一規則が制定された。国民総背番号制度が導入されたのは1947年である。1960年代に入ると、記録のデジタル化(コンピュータ化)が開始された。住民登録事務が教会から国税庁に移管されたのは1991年であり、IT基盤のデータ化を促進する一方、生活面における利便性を向上させることに、その移管の目的があった。

(4) 一生涯不変の個人番号

個人番号は原則として一生、不変のままである。転居や結婚・離婚、改姓・改名でも個人番号は変わらない。個人番号は性転換したときには変更される(性転換者は毎年 15~20 人いる)。

(5) 住民登録情報の具体的内容：

個人番号、出生年月日(移住年月日)、氏名、出生地、国籍、教区名、両親の氏名、育児責任者の氏名、現住所、結婚歴、離婚歴、結婚相手の氏名、子供の氏名、養子の有無、所有不動産等。

(6) 住民登録内容の変更手続：とくに転居の場合

転居や結婚・離婚・出産・養子縁組・育児責任者の変更・性転換等の場合、住民は税務署にそれらを申告する義務がある。この中では転居の手続がとりわけ重要である。転居する場合、遅くとも転居の1週間前までに最寄りの税務署・社会保険事務所・郵便局のいずれかに変更届を提出するか、インターネット上の住所変更サイト(Adressändring)で変更手続をしなければならない。変更申請後に、変更確認書が転居前の住所に郵送される。この確認書送付は他人の不正申告を避けるために行われる。確認書に署名して返送すると、住所変更手続が完了する。この手続をすると、郵便局をはじめとする他のすべての行政機関が保有する住所情報が自動的に変更される。

なお上記のインターネットサイトで、不在期間中の郵便物取りおき、再配達、郵便物の転送サービス(有料)の申込みもできる。

住所変更を申請せずに転居してしまう人もいる。そこで社会保険手続、運転免許証の交付・更新、子供の就学手続等のさいに登録済みの住所とは異なる住所が記入された場合、各行政機関はその住所変更を税務署に通告する義務がある。

登録住所が正しくない場合、本人に毎年送付される所得税確定申告用通知書が本人に届かず、税務署に戻ってくる。その場合、移動先の新事業主や社会保険事務所、地方自治体等からの住所変更通知を税務署は待つことになる。なお所得税の確定申告は国民全員の義務となっている。その確定申告のさいに現住所情報が更新されることもある。

住民登録情報が正しいか否かは別途、特別調査でもチェックされている。1996年に実施された1万人調査(於 Västernorrland カウンティ)によると、登録情報の誤りは0.17%にすぎなかった。

(7) 年間のサービス業務量

人口が約900万人のスウェーデンにおいて、個人番号や氏名の証明サービスは年間で約180万件に達していた(1998年)。そのうちの約110万件は2日以内に手続が完了していた。登録内容変更件数は年間で約200万件ある。そのうち約100万件が転居である。他省庁・地方自治体への通知件数は年間で260万

件、SPAR(Swedish Population and Address Register)の毎年取扱い件数は2億5000万件となっている。ここでSPARとは国税庁に附置されている氏名・住所情報提供機関であり、銀行・保険会社、信用調査会社・投資調査会社、新聞社、民間営利企業等に有料で住所等の個人情報を提供している。なお個人番号関連業務をしている国税庁職員は約600人である。

(8) 個人番号の桁数および構成要素

個人番号は10桁の番号であり、3つの要素から構成されている。ある地域で1964年8月23日に生まれた男性を例にとって説明しよう。まず、最初の6桁は生年月日である。次の3桁は生誕番号(birth number)であり、男性は奇数、女性は偶数となっている。3桁の数字は乱数的に付番され、特別の意味を有していない。性転換者の番号が変わるのは性別で生誕番号が異なるからである。最後の1桁はチェック番号を表しており、以下に示す特別の計算式("Modulus 10"方式)に基づいて決められている。

$$\begin{array}{cccccccccc} 6 & 4 & 0 & 8 & 2 & 3 & 3 & 2 & 3 & \\ 2 & 1 & 2 & 1 & 2 & 1 & 2 & 1 & 2 & \\ \hline 1 + 2 + 4 + 0 + 8 + 4 + 3 + 6 + 2 + 6 = 36 \end{array}$$

$$10 - 6 = 4 \rightarrow \text{チェック番号}$$

すなわち生年月日番号と生誕番号のそれぞれの桁ごとに2と1を交代で乗じて、その積を求める。そして、その総和を計算する。そのさい、積が12と2桁になったときは、1桁ずつの数字(1と2)とみなして総和を計算する。総和(36)の末尾の数(6)を10から差し引いた数がチェック番号となる。

年齢が100歳になると、生誕番号の前の記号(ハイフン)がプラスに変わる。

(9) 個人番号の使用範囲

個人番号はあらゆる行政手続および民間の取引において広範に使用されている。住民登録、納税、社会保険、雇用・失業、病院、徴兵、運転免許、パスポート、郵便、不動産登記、警察、教育、選挙、統計調査など。民間では銀行取引、保険手続など。統一された個人番号の使用頻度は高く、誰もが覚えている。

なお個人番号が記入されたパスポートを本人確認用のIDとして使う場合が多い。またICチップ入りの職員証(身分証明書、個人番号記載、顔写真つき)を本人確認用のIDとして使用しているケースもある。

(10) 不正防止

別人による個人番号の流用は現にある。他人になりすまして転居通知をしたり、郵便物の盗み見など。転居の場合は本人確認を必ずしている。なおクレジットカード犯罪はきわめて少ない。顔写真つきのIDカード(パスポートなど)

がないとクレジットカードは発行されない。

2. 税金と社会保険料の一体徴収

(1) 社会保険料の徴収業務が国税庁・税務署に移管されたのは1985年であった。これは、主として事業主の便宜を向上させること、また徴収コストを節減すること、の2つに狙いがあった。

(2) 毎月12日に税および社会保険料が事業主から税務署に納付される。なお事業主負担の社会保険料の賦課ベースは青天井となっており、上限がない。

(3) 社会保険料徴収記録の社会保険庁への伝送

社会保険料と税金は国税庁(税務署)が一体として徴収している。年金保険料の徴収記録は国税庁から社会保険庁に電子伝送されており、両庁のデータベース間に“no-match”はほとんど生じない。個人番号を利用した照合と伝達がスムーズに行われているからである。ただデジタル化が完了する前の1970年以前には手書きで年金記録を残しており、記入ミス・転記ミスが残っていた。

記入ミスを少なくするために給与支払額や保険料の天引額を事業主が本人に毎月、給与明細表で通知する一方、事業主は税務署にそのすべてを申告する。その申告に基づいて税務署は所得税確定申告書用フォーム(給与額や社会保険負担額があらかじめプリントされている)を作成し、本人に郵送する。その両者を照らしあわせて本人が給与支払い額と保険料天引額を確認し、記入ミスがなければ、その用紙に署名して税務署に提出する。給与が高いほど老齢年金受給額も高くなるので、正直に申告するインセンティブが老齢年金制度に組み込まれている。現段階で事業主報告の99.5%は正確だといわれている。

(4) 不法就労や経営難の企業

土木・建築の作業現場やレストラン・床屋等では不法就労が少なくない。

(5) 事業主は、前年に支払った給与総額の従業員別ファイルを毎年1月に税務署に提出する。

(6) 不正申告のチェック手段

事業主から正しい報告が税務署に行われているかについては、税金・社会保険料の合計額と1月に提出される前年分の納付総額のクロスチェック(給与総額のクロスチェック込み)、従業員本人の所得税確定申告書と事業主提出の給与支払い申告書のクロスチェック、予告なしの事業所訪問と検査、によってチェックしている。は、とくにレストランや床屋、建設業者に対して重点的に行っている。レストランについては約80%の店舗を1年間で訪問しており、雇用記録の毎日作成義務を果たしているか、無届けの従業員がいないかなどをチェックしている。床屋は現金払いのところが多い。不法就労に伴うTax Gap

は 2001 年から 2005 年までの 5 年平均で年間 660 億クローナ (Tax Gap 総額の約 50%、Tax 総収入の約 5%、GNP の約 2.5%) となっていた。1 クローナは日本円換算で約 17.6 円である (2008 年 4 月 23 日時点)。

(7) 税金口座

税務署には税金や社会保険料の振込用専用口座 (税金口座) が設けられている。法人・個人とも、それぞれ 1 口座となっており、その口座に税金や社会保険料を振り込む。この口座は銀行や郵便局の預金口座と類似している。

(8) 給与明細書の保存義務について

給与明細書を保存する義務は従業員には課せられていない。ただ、倒産等で事業主が各種の申告を怠った場合、本人が給与明細書 (の写し) を提出すれば、各種の社会保障給付が受けられる。

(9) 社会保険料の未納・滞納

給付の無申告・過少申告に基づく社会保険料の未納は年間で約 300 億クローナと推計されており、保険料総額の約 8% 相当となっている。なお社会保険料の滞納は 45 億クローナ (全体の 0.3%) にとどまっている。

(10) 所得の不正申告等による Tax Gap のうち 520 億クローナは個人事業主 (Micro Company) にかかわるものである。

(11) 税務署が徴収した税金・社会保険料は国庫に納められ、そのうち所要額が社会保険庁に振り込まれる。

(12) 税金の徴収費用は全体として徴収総額の 0.45% である。国税庁・税務署の職員数は 2007 年時点で約 1 万 3000 人であり、年々減少している。

3. 徴収庁：滞納徴収の一元化

スウェーデンには税金や社会保険料だけでなく、公私を含めた様々の滞納金を一元的かつ専門に徴収する機関がある。スウェーデン語で Kronfogdemyndigheten (英訳名: Enforcement Authority) という機関がそれであり、国税庁と関連している (所在地は同じである) もの、独立機関である。

徴収するのは税金・社会保険料の滞納金以外に、テレビ受信料、駐車違反の罰金をはじめとする各種の滞納金である。このうち民間請求分では裁判所の判決が出た強制徴収分 (いわゆる悪質な滞納分) のみに限定されている。

滞納分はまず税金還付金や各種給付から控除する形で徴収する。給与や不動産を差し押さえ、競売を執行する権限もある。徴収は本来徴収分の納付期限の年末から五年以内と定められており、それまでの間に徴収できない場合は、一部ないし全部を債権放棄することになる。

徴収庁による滞納分の回収率は税金の場合、最近時点で約 50%となっている。

4 . 社会保険庁の業務

(1) 職員数など

現在、社会保険庁の職員総数は1万 4000 人前後である（地方機関込み）。行革や IT 化の流れの中で人数は最近、減っている。年金部門の職員は昨年 1 年間に約 3 割減少した。2006 年に発足した保守・中道の連立政権（非社会民主党政権）は行革に熱心である。ちなみに 2008 年度における給与総額の増額は 3 %にとどまっており、人員削減をさらに進めないと、民間なみの給与アップとはならない。なお社会保険庁におけるパートタイム職員の数はきわめて少ない。

社会保険庁には毎日、約 10 万件強の問い合わせ（コンタクト）がある。最近ではインターネットで問い合わせる例が増えている。なお相談窓口への電話がつながりにくいという苦情が絶えない。

民間に委託している業務も今のところきわめて限定的である。各種データのスキヤニング、IT 上の技術開発、オレンジレターの印刷・郵送など。

(2) 職員による不正

公金横領はほとんどない。ただ、それが発覚すると本人だけでなく上司も解雇処分となる。

(3) 年金庁分離案

社会保険庁から年金担当部局を分離し、それとプレミアム年金管理庁とを統合する。これを現与党は提案した。小さい組織の方が効率的で業務集中が容易であるという判断による。ただ、コンピュータシステムが別々となっているため、プレミアム年金管理庁との統合には困難が伴う。社会保険庁職員も、この統合には概して消極的である。

(4) 失業保険は労働組合が所管

スウェーデンでは失業保険は社会保険庁所管となっていない。その所管は労働組合である。スウェーデンにおける労使組合参加率が高い最大の理由はこの点にある。

(5) 職員の退職年齢

社会保険庁職員に定年はない。以前は 65 歳が定年であったが、今は 61 ~ 70 歳の選択制となっており、選択幅が大幅に拡大した中で、60 歳代前半で退職する人がいる一方、70 歳まで継続勤務する人もいる。

(6) 行政費用

老齢年金だけに着目すると、年金の行政コストは保険料収入の 0 . 6 %にすぎない。

(7) 社会保険料率

スウェーデンでは年金保険・疾病保険(休業保障)・労災保険・両親保険などが社会保険として運営されている。失業保険込みの事業主負担の保険料率は2008年時点で合計32.42%となっている。年々、保険料率は変わりうる(たとえば疾病保険料は2007年から2008年にかけて8.78%から7.71%に下がった)ものの、年々の総保険料負担を一定の32.42%に維持するために一般賃金税(Allmän löneavgift)が残差項(バッファー機能)として設けられている。なお本人負担の保険料があるのは老齢年金のみであり、2008年時点で7.0%である。

(8) 行政上の標語

社会保険庁では業務の推進にあたり、"easy, fast and correct" (理解が容易で、迅速かつ正確なサービス)をcatch-wordとして掲げている。

5. オレンジレター

(1) スウェーデンでは年1回、2月の後半から3月にかけて全6ページの手紙を16歳以上の年金被保険者(全国計で600万人)に送る。この手紙はオレンジ色の封筒で送られるので、オレンジレターと通称されている。オレンジ色の封筒の他目的使用は禁止されていないものの、国民感情としては公的年金専用封筒という意識が強いため、事実上、他目的には使用されていない。

(2) 記載内容

氏名、個人番号、給与収入、所得比例年金の年初・年末残高、1年間のみなし運用益、プレミアム年金情報、所得比例年金とプレミアム年金を合計した年金予想受給額、計算根拠、用語解説等。なお、記載内容は毎年、少しずつ改良されてきた。またオレンジレターの記載内容はインターネットを通じてアクセス可能となっている。

(3) オレンジレター送付後の問い合わせ

記載内容の修正を求める問い合わせは、きわめて少ない。むしろ給与が低かったことに対する不満を言う例が多い。

(4) 郵送のねらい

給与支払い額や年金記録が正確であるか否かを年1回のペースで本人に確認を求め、誤っている場合は直ちに修正する。さらに、年金受給月額を多くするためには高い給与を稼ぐか、退職年齢を遅くするか、のいずれかの選択しかないことを自覚させる効果もある。

6. 年金給付支払い通知

年金受給者には年1回、1月14日前後に年金給付支払い通知書が送付される（年金給付は課税対象となっており、給付時に源泉徴収される）。ただ、通知書の内容が難解であるという苦情は依然として少なくない。なお、年金額が少ないという不平や不満は例外的にしかない。

7. その他

(1) 保証年金

スウェーデンの年金受給者のうち2008年1月時点で保証年金（Guaranteed Pension）を受給していたのは男性の20%、女性の67%、男女計で46%であった。受給者の割合は年々、低下する傾向にある。なお2007年時点における保証年金の給付総額は200億クローナであるのに対し、所得比例年金（公的年金）の給付総額は1900億クローナに達していた。保証年金の公的年金給付全体に占める割合は10%弱にすぎない。

(2) 自動安定装置：

スウェーデンの年金自動安定装置（balance mechanism）は制度創設後、1度も発動されていない。公的年金のバランスシートが債務超過となっていないからである。

(3) みなし運用利回り

1996年以降における公的年金の「みなし運用利回り」は年平均で名目3.1%であった。他方、市場運用利回りは2008年1月末時点で年平均3.9%となっている。2008年3月末時点では、さらに低下しており、みなし運用利回りとの違いはほとんどなくなった。

8. 参考資料

1. Swedish Tax Agency, “The Swedish System for Population Registration.”
2. Swedish Tax Agency, “The Tax Gap Map.”
3. Henrik Lund, “Assessment and Collection of Social Contribution in Sweden,” March 2008.